

法人会ニュース

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆「決算事務説明会」のご案内
- ◆「新社会人セミナー」のご案内

●本部等の行事

月	日	曜	内容		
2	5	(月)	税制委員会	15:00～16:00	於:事務局会議室
2	7	(水)	確定申告書等作成PRパレード	14:00～15:00	於:新天町商店街
2	13	(火)	新設法人説明会	13:30～16:30	於:福岡ガーデンパレス
2	20	(火)	事業研修委員会	17:30～18:00	於:未定
2	26	(月)	福岡地区五法人会税制委員会	15:30～17:00	於:富士火災福岡ビル
3	5	(火)	経営セミナー	14:00～15:30	於:福岡ガーデンパレス

●支部の行事

内容

●青年部会の行事

月	日	曜	内容		
2	14	(水)	役員会	10:00～11:00	於:事務局会議室
2	16	(金)	カップリングパーティー	19:00～22:00	於:クアンティック

●女性部会の行事

月	日	曜	内容		
2	2	(金)	役員会	11:00～12:00	於:事務局会議室

(I) 税務カレンダー

2月1日 ●贈与税の申告（～3月15日）

2月10日（土曜・日曜につき2月13日）

●源泉所得税の納付

2月16日 ●所得税の確定申告（～3月15日）

2月29日 ●12月決算法人（決算期の定めのないものを含む。）の確定申告

●6月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

(II) 知らないと損する税情報

令和6年税制改正 ～ 法人税関係 ～

税理士 堤 一 博

政府は、「令和6年度税制改正の大綱」を、令和5年12月22日に閣議決定しました。

その概要は、「賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等を行う」こととし、「資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制を創設し、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置を講ずる」とともに、「加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等を行うとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長や外形標準課税の適用対象法人の見直し等を行う」方針です。

今回は、このうちから(1)賃上げ促進税制、及び(2)交際費等の損金不算入制度の延長・拡充についての概要をご紹介します。

なお、扶養控除等の見直しについては、「令和7年度税制改正において、これらの状況等を確認することを前提に、令和6年10月からの児童手当の支給期間の延長が満年度化した後の令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について結論を得る」ものとして、その実施は先延ばしされています。

(1) 賃上げ促進税制の延長と拡充

現行の「賃上げ促進税制」とは、2022年（令和4年）4月1日から2024年（令和6年）3月31日までの間に開始する各事業年度において、青色申告法人の一定の国内雇用者の給与等の支給額が増加した場合、雇用者給与等支給額の一定割合を法人税額から控除するものです。この制度は、全ての青色申告法人に適用される「賃上げ促進税制」と中小企業者等に適用される「中小企業者等における賃上げ促進税制」の2本柱からなっています。

資本金1億円以下の中小企業者については、当期の雇用者給与等支給額から前期の雇用者給与等支給額を控除した金額が前期の雇用者給与等支給額に対する割合が15%以上である場合には、雇用者給与等増加額の15%を当期の法人税額から控除するものです。雇用者給与等支給額に対する割合が25%以上である場合には15%が上乗せされ、合計雇用者給与等増加額の30%が控除されます。また社外研修などの当期

の教育訓練費が前期の教育訓練費を控除した金額が前期の教育訓練費に対する割合が10%以上である場合には、さらに10%が通常の控除率に上乗せされ、最大で雇用者給与等増加額の40%が法人税額から控除されます（ただし、控除限度額は、法人税額の20%相当額です。）。

「中小企業者等における賃上げ促進税制」について令和6年税制改正政府案では、まず、適用対象事業年度が2024年（令和6年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日までの間に開始する事業年度とされ、3年延長とされています。また、中小企業の6割は赤字決算で、賃上げ促進税制の恩恵を受ける機会を拡大する目的から、5年間の繰越控除制度を新設します。

同時に、上乗せ措置を見直して、①教育訓練費の増加率を5%以上として、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合にその税額控除割合を10%に加算する、②厚生労働省が女性活躍推進に積極的な企業と認定した「えるぼし」マークや、子育て支援に積極的な企業と認定した「くるみん」マークを取得した企業にあっては控除率をさらに5%上乗せする措置を講じて、最大の税額控除率が40% → 45%に拡大することになります。

全ての青色申告法人に適用される「賃上げ促進税制」について令和6年税制改正政府案では、中小企業向け措置と同様、対象事業年度を3年間延長し、「継続雇用者給与等支給額」の増加割合が3%以上である場合の現行の通常控除率15%を10%に引き下げるとともに、上乗せ措置については、4%以上である場合は5%を通常控除率に加算、5%以上である場合は10%を加算、7%以上である場合は15%を加算するものとし、4段階に区分して最大の税額控除率が30% → 35%に拡大することになります。

また、現行では、大企業に含まれていた青色申告法人で常時雇用する従業員の数が2,000人以下の法人を「中堅企業」として切り出して、「継続雇用者給与等支給額」の増加割合が3%以上である場合の現行の通常控除率15%を10%に引き下げるとともに、上乗せ措置については、4%以上である場合は15%を通常控除率に加算するものとし、最大の税額控除率が30% → 35%に拡大することになります。

上記の概要を一覧にしてみますと、下記の表のようになります。

	雇用者給与等の増加率	通常&増加率 上乗せ控除率	教育訓練費増加による 上乗せ控除率	女性活躍・子育て支援による 上乗せ控除率（新設）	合計控除率
大企業	3%	10% (15%)	5%	5%	20% (20%)
	4%	15% (25%)			25% (30%)
	5%	20% (25%)			30% (30%)
	7%	25% (25%)			35% (30%)
中堅企業	3%	10% (15%)	5%	5%	20% (20%)
	4%	25% (25%)			35% (30%)
中小企業	15%	15% (15%)	10%	5%	30% (25%)
	25%	30% (30%)			45% (40%)

※ 計表中の括弧書は、現行の控除率を記載しています。

(2) 交際費等の損金不算入制度の延長・拡充

現行の「交際費等の損金不算入制度」において、期末資本金の額が1億円以下の中小法人にあっては、交際費等の損金算入額は、①支出交際費等の金額のうち定額控除限度額（800万円）までの額、または、②支出交際費等のうち接待飲食費の額の50%相当額のいずれかを選択することとされています。

また、1人当たりの金額が5,000円以下の飲食費は、所定の事項を記載した帳簿書類の保存を条件に、

交際費等の範囲から除外され（措法 61 の 4 ⑥二、措令 37 の 5 ①）、交際費以外の費用として損金算入され、1 人当たり 5,001 円以上の飲食費は所定の事項を記載した帳簿書類の保存を条件に「接待飲食費」としてその 50% を損金算入することができます。飲食以外の交際費等の額は「接待飲食費以外の交際費等」となり、損金不算入額が計算されます。この選択については、事業年度ごとに判断することができます。

令和 6 年度税制改正の政府案では、①交際費から除外される「1 人あたり 5,000 円以下飲食費（社外との飲食に限る）」の金額基準を、1 人あたり 5,000 円以下から 10,000 円以下に引き上げる、②接待飲食費の 50% までを損金算入する特例及び中小企業の年 800 万円まで損金算入できる特例の適用期限を 3 年間延長する、及び、③この改正の適用は 2024 年（令和 6 年）4 月 1 日以後の支出とする、とされています。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2024	3	5(火)	14:00~15:30	本部	経営セミナー	福岡ガーデンパレス
		19(火)	14:00~16:30	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス
		22(金)	15:00~15:50	本部	正副会長会	福岡ガーデンパレス
		22(金)	16:00~17:00	本部	理事会	〃
	4	5(金)	09:30~16:00	本部	新社会人セミナー	天神ビル(11階)
		17(水)	14:00~14:50	本部	正副会長会	福岡ガーデンパレス
		17(水)	15:00~16:00	本部	理事会	〃
	5					
	6	5(水)	15:00~17:00	本部	第 13 回通常総会	西鉄グランドホテル
		5(水)	17:30~19:00	本部	会員交流会	〃

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)